

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岩谷武夫の上告趣意のうち、憲法三一条違反をいう点は、所論の規定が不明確でないことは明らかであるから、その前提を欠き、その余の点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成元年四月一三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	島	谷	六	郎
裁判官	牧		圭	次
裁判官	藤	島		昭
裁判官	奥	野	久	之